

# DAITO ROTARY

OSAKA JAPAN

## CLUB WEEKLY BULLETIN

第2660地区

大東ロータリークラブ

- 事務所  
〒574-0046 大東市赤井1丁目2-10  
ポップタウン住道本館4階  
TEL:072-875-1200  
FAX:072-875-0590  
E-mail:office@daito-rc.org  
http://www.daito-rc.org/
- 例会  
毎週火曜日 12時30分~1時30分  
〒574-0076 大東市曙町4-6  
大東市民会館 4階「大会議室」  
TEL:072-871-0001

### ◆4つのテスト◆

言行はこれに照らしてから

- ① 真実かどうか？
- ② みんなに公平か？
- ③ 好意と友情を深めるか？
- ④ みんなのためになるかどうか？



創立 1967年12月26日

- 会長 藤本 和俊
- 幹事 高島 登
- 会報委員長 松原 清一

2012年~2013年度  
国際ロータリーのテーマ

## 奉仕を通じて 平和を

国際ロータリー会長  
田中 作次

平成 25年 3月 5日

No.2196

H25.2.26(No.2195 の例会記録)

### 今週の卓話 (3月5日)

「今年の阪神タイガースについて」  
担当 西條 義昭 会員  
ゲストスピーカー 藤田 平氏

### 次週の予定 (3月12日)

「新入会員経歴発表」  
森岡 信晶 会員  
安田 智洋 会員

### 先週の例会報告

#### ◆ 出席報告 (2月26日分)

会員数 44名 出席数 36名 欠席者 3名  
特定免除 5名 その他免除 0名  
出席率 92.30%

前々回2月5日分

ホームクラブの出席者 37名 92.50%  
メイクアップの結果 40名  
特定免除 3名 その他免除 0名  
欠席者 0名 修正出席率 100.00%

### 今月のテーマ

「認字率向上月間」

### ロータリーソング

「四つのテスト体操」「大東ロータリーソング」

### ニコニコ箱

後面に記載



皆さんこんにちは。

先週は初めてのお休みを頂き、2週間ぶりのロータリーです。上田エレクトには会長代理を務めていただき、有難うございました。

一昨日の23日日曜日の午後5時より、米山奨学生の付翠紅さん始め31名の終了者の終了式及び歓送会がハイアットリージェンシー大阪で開催されました。田川米山奨学委員長、カウンセラーの杉原会員どうもご苦労様でした。

そして歓送会のなかで、昨年11月27日に開催された第3回米山奨学生ふれあいスピーチコンテスト最優秀賞に輝いた、中国出身の張碩君（大阪大手前RC）の「手に手をつないで、ロータリーの精神を広げよう」と題した感動的なスピーチのお披露目がありました。本日はこの手に手をつなぐ、握手のもつ素晴らしい大きな力を語った張君の話を紹介させていただきます。



「手に手をつないで、ロータリーの精神を広げよう」 張 碩

ロータリーソングの中に「手に手をつないで」という歌があります。最初は歌詞も分からずに皆さんと手を繋いで歌ったこの歌ですが、米山奨学生となったこの6ヶ月余りの間、だんだんと歌詞を覚えるようになり、好きになってきました。この6ヶ月において私は手に手をつなぐことのパワーを深く感じています。

オリエンテーションの時のことをまだ覚えています。私のカウンセラーは北村光司さんです。北村さんはちょうど私の父と同じ年で、非常にやさしくて、何でも教えてくれそうな方です。オリエンテーションのときに、奨学生は一人ずつスピーチをしなければなりません。そんなに大勢の前で発言したことがない私





はものすごく緊張して、事前に準備してきた「セリフ」を何度も忘れてしまいました。しかし北村さんはいつも私の方を見てうなずいて励ましてくださいました。スピーチの後、彼は両手で私と握手して、「とてもよかったですね」と言いました。その一瞬、ついさっきまでたまってきた緊張感とよくスピーチできなかつた挫折感はいっぺん消えてしまいました。私はこの力強く握ってくれた両手から感じたのは家族のような、ずっとどこかで自分を支えてくれているような温かさです。

私はその後大阪大手前クラブの例会に参加し、ロータリアンの皆様と知り合っ  
て、すぐにこの大家族の一員になりました。8月にクラブの皆様はわざわざ私の  
ために歓迎会を開いて下さいました。歓迎会の最後に私はバラの花束をいただき  
ました。人生初めての花束です。嬉しくて帰り道の電車の中でもにこにこしてい  
た私は、この人は彼女にプロポーズするのかなと思われたかも知れません。

9月になって、尖閣諸島を巡る日本と中国の揉み合いが始まりました。中国で  
は大規模なデモ行進が行われ、日本料理店を壊したり日系企業の工場を燃やした  
りしたような行為もありました。今年は日中国交正常化40周年の年です。多くの  
日中間の友好交流活動が取り消されたニュースを見て、私は1人の留学生として  
非常に悲しく感じています。私は例会のスピーチで自分のこの気持ちを表しまし  
た。「こういう時こそ、日中両国の民間の友好交流と相互理解が一番重要だ」と。  
スピーチの後、クラブの山本会長は私の手を強く握って握手しました。彼は何も  
言いませんでしたが、この握手は国際友好は何よりだということを語っていると  
私は感じました。

米山ロータリーは外国人留学生に対する奨学事業だけでなく、世界各地でいろ  
いろな支援活動を行っています。『ロータリーの友』という雑誌が毎月家に届いて  
います。日本および世界各地でボランティア活動に参加しているロータリアンと  
元米山奨学生たちの姿を見て、自分の心にも奉仕活動に参加して、助けを必要と  
する人々のお役に立ちたいという考えが芽生えました。それで参加したのは「暮  
らしサポート隊」という支援団体です。この団体は東北から神戸・兵庫県に避難  
されている被災者たちの暮らしをサポートするために、毎月ピクニックや見学旅  
行、茶話会などを催し、被災者たちが互いに自由に交流できるような環境を提供  
しています。私もそのスタッフの1人として、参加者のご案内や食事前の準備を  
したり、被災者の子供たちと一緒に遊んだりして、地震と津波がもたらした苦し  
みと悲しみを、楽しい雰囲気の中で少しでも和らげるために努力しています。今





まで3回しか参加しておらず、まだ経験不足なのですが、非常に印象深かったことがあります。それは2回目に参加して、昼食の後に子どもたちと一緒に遊んでいた時の出来事でした。私が担当したのは4歳のジュン君、去年の震災後母親と生後数か月の妹と一緒に神戸へ避難してきた男の子です。私は留学生なので、日本の子供は自分の日本語をちゃんと理解してくれるのかなあとずっと心配していました。でもなんとなくジュン君とコミュニケーションできていました。ジュン君はとてもおとなしい子で、木の棒で地面に穴を掘るのがとても好きだったようです。何か宝物が掘り出せるようにずっと1人で静かにほっていました。そして私も彼のそばに座って、何が出てくるのかなあと言いながら彼と一緒に掘りました。当然掘り出したのは石とか葉っぱとかいったようなものです。しかし何か出てくるたびにジュン君はとても嬉しそうにそれを集めます。だからもうあつという間にかかなり深くまで掘ってきました。そのときに、ジュン君は突然言いました。「ずっと掘ってな、下から津波が来たらどうする？」と。…私はその瞬間あつげにとられてしばらく4歳の子どものこの質問に答えられませんでした。しばらくした後、私はジュン君の手を握って言いました。「大丈夫だよ。もし津波が来たら、ジュン君は男の子だから、力があるから手でこの穴をふさいだらもう津波は来ないよ」と。ジュン君は何も言わずにちょっと私に微笑んで、また静かに掘り始めました。地震と津波は一体被災者たちにどれだけの苦痛をもたらしたか、経験したことのない私には理解することができません。しかし、津波は何かさえ分からない4歳の子どもの心にはまだ深い傷跡が残っているということがわかりました。この傷跡は1年経っても、5年経っても、10年経っても治らないかもしれません。でも彼らをサポートしている人々の努力によってきっと少しずつ、そしていつか治ると思います。少なくともその日から、ジュン君はもう穴を掘って遊んでいるときに、津波が来る心配がなくなったでしょう。茶話会が終わった後、ジュン君はお母さんと一緒にあいさつをしに来ました。彼は手を差し伸べて「また一緒に遊ぼうね」と私に言いました。私は両手で彼の手を握って、頷きながら「また一緒に遊ぼう」と応えました。

「手に手つないでつくる友の輪、輪に輪つないでつくる友垣」、この歌は何度も歌ったことがあります。米山ロータリーの一員になって初めてこの手に手をつなぐことのパワーを感じました。カウンセラーの北村さんや多くのロータリアンの方々から感じたこの力はまたボランティア活動に参加するきっかけとなって、私





もこの手でロータリーの社会貢献、社会奉仕の精神を実践しています。このように、私たち米山奨学生はきっと国際平和の種となって、これからも自分の手でロータリーの精神を世界各地へ伝えていくことでしょう。

以上皆様お聴きになりいかがでしたか。たくさんの方との出会いにより感じ取られたことを、素直に表現されていると思います。今後もこの念いを忘れることなく、日本と中国を結ぶ国際人として活躍されることを期待しています。最後になりましたが、今週末の2日（土）に中嶋職業奉仕委員会主催の春の家会が宝塚歌劇で開催されますので、ご出席を宜しく申し上げます。



◎米山奨学会より、杉原米山奨学カウンセラーに感謝状が届きました。





市議会本会議の傍聴について案内が来ております。

日時：平成25年3月3日（日） 午後0時40分から

場所：大東市役所2階 本会議場

※傍聴を希望者多数の場合同2階の委員会室でテレビモニターによる傍聴となることがあります。

内容：午後0時40分～ 議場講演会

午後1時～ 代表質問



2012-2013 ロータリー財団特別寄付 認証メダル授与



- 池田会員 PHF+3
- 森山会員 PHF+2
- 大東会員 PHF+1
- 木村会員 PHF
- 東村会員 PHF





## 委員会報告

◎ニコニコ箱委員会

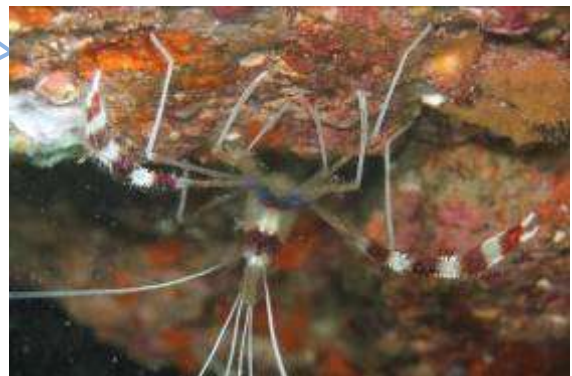
中野 秀一 委員長

- ・結婚記念日 自祝 江原 誠三 君
- ・杉原さんありがとう 感謝
- ・孫の誕生 自祝 岡本 日出士君
- ・先週は上田エレクトに会長代理して頂きまして、  
ありがとうございました 藤本 和俊 君
- ・2月21日宇部 RC を訪問し、バナー交換をして  
歓迎していただきました 福富 経昌 君
- ・早退 お詫び 橋本 正幸 君
- ・米山奨学生、終了式に行ってきました  
藤本会長、田川米山奨学委員長ありがとうございました 杉原 巨峰 君
- ・目標達成しました！！ (-8k g -13cm) 佐藤 多加志君
- ・WBC の観戦に行ってきました 木村 克己 君
- ・皆様のニコニコに感謝！ 感謝 中野 秀一 君



オルトマンワラエビ 南部でたまに見かける個体です。岩の割れ目にいて大きさもまあまあ見えるサイズなんで撮影しやすいです。

オルトマンワラエビ





「 裁判・訴訟に関する雑学いろいろ 」

間 紀夫 会員

紛争解決手段には、裁判所を利用しないものと、利用するものがあります。

裁判所を利用しない手段としては、①示談交渉等、相手方と直接交渉し紛争を解決する方法、②民間団体による和解・仲裁等の紛争解決制度（弁護士会仲裁センター、交通事故紛争処理センターなど）、行政機関による和解・仲裁等の紛争解決制度（建設工事紛争審査会、公害等調整委員会等）があります。



裁判所を利用する手段としては、調停委員を交えて話し合いを通じて解決する調停手続、ごく限られた場合にのみ利用される審判手続、そして、少額訴訟・支払督促・通常訴訟等の訴訟手続があります。

調停手続は、話し合いを通じた解決制度であって訴訟と比べ手続きが厳格ではないため弁護士等の専門家に依頼せずとも利用が可能な場合も多く、手続費用も訴訟よりも低額となります（通常の調停の実費は訴訟の1/2、家事調停である離婚調停などは1200円程度）。

ただ、調停手続は、相手方が期日に出席しなくとも不利益はないため、相手方に紛争解決の意欲がなく、期日に出席する見込みがないと費用と時間の無駄になる可能性があります。

訴訟には、支払督促・少額訴訟・通常訴訟があり、少額訴訟は60万円以下の金銭の支払いを求める訴えで、原則1回の期日で審理が終わるという簡易迅速な紛争解決のための制度ですが、同一の裁判所で年に10回までという制限が存在します。

一般的な訴訟の場合、相手方が欠席すると申立てた側の言い分が認められるため、調停と比べて相手方が出席する可能性が高くなりますが、反面、判決に強制力があるため手続きが厳格であって専門家に依頼する必要も高くなります。

依頼者などからは判決までどれくらいかかりますかとの質問を受けることが多いのですが、一般的な訴訟の流れは概ね次のとおりです。第1審については、①相談・受任⇒②打ち合わせ⇒③訴状作成・提出⇒④第1回期日⇒⑤第2回期日～⇒⑥証人尋問⇒⑦最終書面⇒⑧判決という流れをたどりますが、一般的に第1審については、6か月から1年程度かかることは覚悟しなければならないと説明しています。

但し、簡単な事件、特に相手方が争うこともなく欠席した事件であれば訴状の







提出から判決まで2か月程度で終了することもあります。

第2審以降については、⑧判決⇒⑨控訴状提出⇒⑩第1回期日⇒⑪第2回期日⇒⑫判決⇒⑬上告という流れとなりますが、控訴審の場合、第1回期日で審理が終了する場合も多いため、控訴状の提出から判決まで約4か月程度で終了することもあります。

一般的な民事訴訟においては、以上のとおり、第1審から控訴審の終了まで1年から1年半かかることが通常であるといえるため当事者の負担は大変大きいものといえるでしょう。

また、一般的に勝訴判決を取得すれば紛争は解決すると思われがちですが、勝訴判決を取得しても相手方が任意に支払等をしない場合も少なくありません。その場合、訴訟とは別の裁判手続きである強制執行手続きが必要となります。強制執行手続きは、財産の種類に応じて、不動産に対する差押え、動産に対する差押え、債権（預貯金・給料等）に対する差押えなどがあります。

銀行口座等（預貯金）に対する差し押さえは、費用も低額でかつ手続きも簡単ですが空振りに終わる可能性も高く、給料は勤務先が分かれば確実に回収できますが法律上原則1/4までしか差し押さえできず、また退職されると意味がありません。

不動産の差し押さえは、抵当権など優先権がある権利がついていると回収が不可能または少額となり、また、そうでなくとも競売手続終了までに半年から1年以上かかる可能性がある点で早期の回収という点では難しい面があります。

ちなみに、この強制執行の費用は、旧日弁連報酬規程等において、原則、訴訟手続とは別に着手金・報酬金を請求しても良いこととされているため、委任する弁護士に事前に別費用か否かについて確認しておくことが望ましいでしょう。

具体的に弁護士に依頼する場合、大きく「弁護士報酬」と「実費」が必要となります。

「弁護士報酬」には、訴訟の結果に関係なく支払う着手金、訴訟の結果に応じて支払う報酬金、原則1回の手続きで終了する事件に対して支払う手数料、出張等、事件のために事務所を離れる場合に発生する日当などがあります。

これとは別の請求方法として、事件処理に要した時間に単価をかけて弁護士報酬を計算する時間制報酬（タイムチャージ）がありますが、一般的に顧問契約がある場合1時間あたり1～3万円、顧問契約がない場合2～4万円程度が相場だと言われています。

事件ごとの具体的費用でいうと、離婚の場合（離婚理由が明確な場合）は、離婚調停から受任した場合で、着手金が20～30万円（96.6%）、報酬金が20～30万円（69.9%）程度が大半を占め、離婚訴訟から受任した場合でも、着手金が20～30万円（79.1%）、報酬金が20～30万円（57.2%）程度が多いようです。





刑事事件（事案簡明な事件）で、執行猶予判決取得した場合の費用は、着手金が20～30万円（85.3%）、報酬金が20～30万円（75.2%）程度が多いようです。

労働事件（解雇無効事例）で、労働者に退職金200万円と解決金200万円の支払で解決した場合の、会社側の代理人の費用としては、着手金30万円前後（53.4%）、報酬金30万円前後（33.8%）が多いようです。

労働事件については、労働者の権利意識の高まりによって今後増加が予想される分野であり、残業代の支払とともに解雇無効に付随する金銭の支払は会社の負担となることが予想されます。

あくまでも最悪のケースを想定した場合ですが、従業員（月給30万円）から解雇無効とともに賃金仮払いの仮処分を申し立てられたケースで、1審、2審（解雇から判決まで2年）とも会社側敗訴した場合、総額1290万円の支払いを求められる場合もあります。

日本においては、従業員の解雇が有効と認められるためのハードルは高い（終身雇用と無関係ではありません。）、安易な解雇は場合によっては会社の存続にもかかわるような問題を引き起こす可能性があるということです。解雇にあたっては慎重な対応が必要だと思われま

最後に最近の問題意識ではありますが、遺言書を作成する際に同時に作成をおすすめしたい契約や書類として、身体能力の低下に備える財産管理等の委任契約書、判断能力等の低下に備える任意後見契約書、脳死状態に備える尊厳死宣言書があります。

これらは、現代の高齢化社会において自分が生きている間に起こりうる寝たきり・認知症・脳死状態等のさいに、本人がより良い生活を保持できるための対策であり、かつ、万が一の際に家族などの助けにもなる対策として注目されていますので、是非、知っておいていただきたいと思ひますし、より詳細な手続きが知りたい場合は、お尋ねいただければと思ひます。

以上

